

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
案要綱

第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正関係

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

1 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

2 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの（1に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

3 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車

駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条関係）

二 特定建築物の非住宅部分の規模等

1 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が二千平方メートルであることとする。

2 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

3 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増

築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第四条関係）

三 所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等

1 法第十五条第三項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第五条関係）

四 適用除外

1 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

イ 自動車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途

ロ 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁

を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）

2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

ロ 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

ハ 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

ニ 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

ホ イ、ハ又はニに掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー

―消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

へ 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

イ 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

ロ 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

ハ 建築基準法第八十五条第五項の規定による許可を受けた建築物

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条関係）

五 所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模

1 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、新築に係る特定建築物以外の建築物の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第八条関係)

六 法第二十八条第一項の政令で定める数は、一年間に新築する一戸建ての住宅の戸数が百五十戸であることとする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第十条関係)

七 法附則第三条第一項の政令で定める範囲は、二分の一を超えないこととする。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令原始附則第二条関係)

八 その他所要の改正を行うこととする。

第二 その他

一 地方住宅供給公社法施行令等の規定について、所要の改正を行うこととする。

(第二条から第十二条まで関係)

二 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行することとする。

(附則第一項關係)